

R2三林「とくしま県版保安林」指定候補地調査業務 仕様書

この仕様書は、契約書に定めるものを除き、委託事業に関する必要な事項を定める。

1 委託目的

森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るためには、「とくしま県版保安林」として指定し、特定の行為を制限して管理する必要がある。

そのため、奥地の水源地域やダム上流域など、指定が適当と認められる森林の現況等を調査し、円滑な手続に資する。

2 業務内容

「とくしま県版保安林」の指定候補地の調査を実施する。

○指定に必要な現況調査（森林カルテ）

○標準地調査100平方メートルの実施

3 調査箇所（別添位置図参照）

三好市東祖谷栗枝渡

○指定予定面積 約50.81ヘクタール

○現地測量 約3.89キロメートル

○標準地調査数 3か所

4 提出書類

○調査業務計画書

受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

○主任技術者通知書

受注者は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を統括するものとして主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

○業務履行報告書

受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

5 成果品

○現況調査票〔森林カルテ、現況写真〕（様式1）

○測量成果〔野帳、標準地調査票〕（様式2及び3）

○「とくしま県版保安林」指定関係図面（指定調査図）

※各3部提出

(成果品の提出期限)

令和3年3月26日(金)

(成果品の提出先)

徳島県西部総合県民局農林水産部(三好)林業振興担当

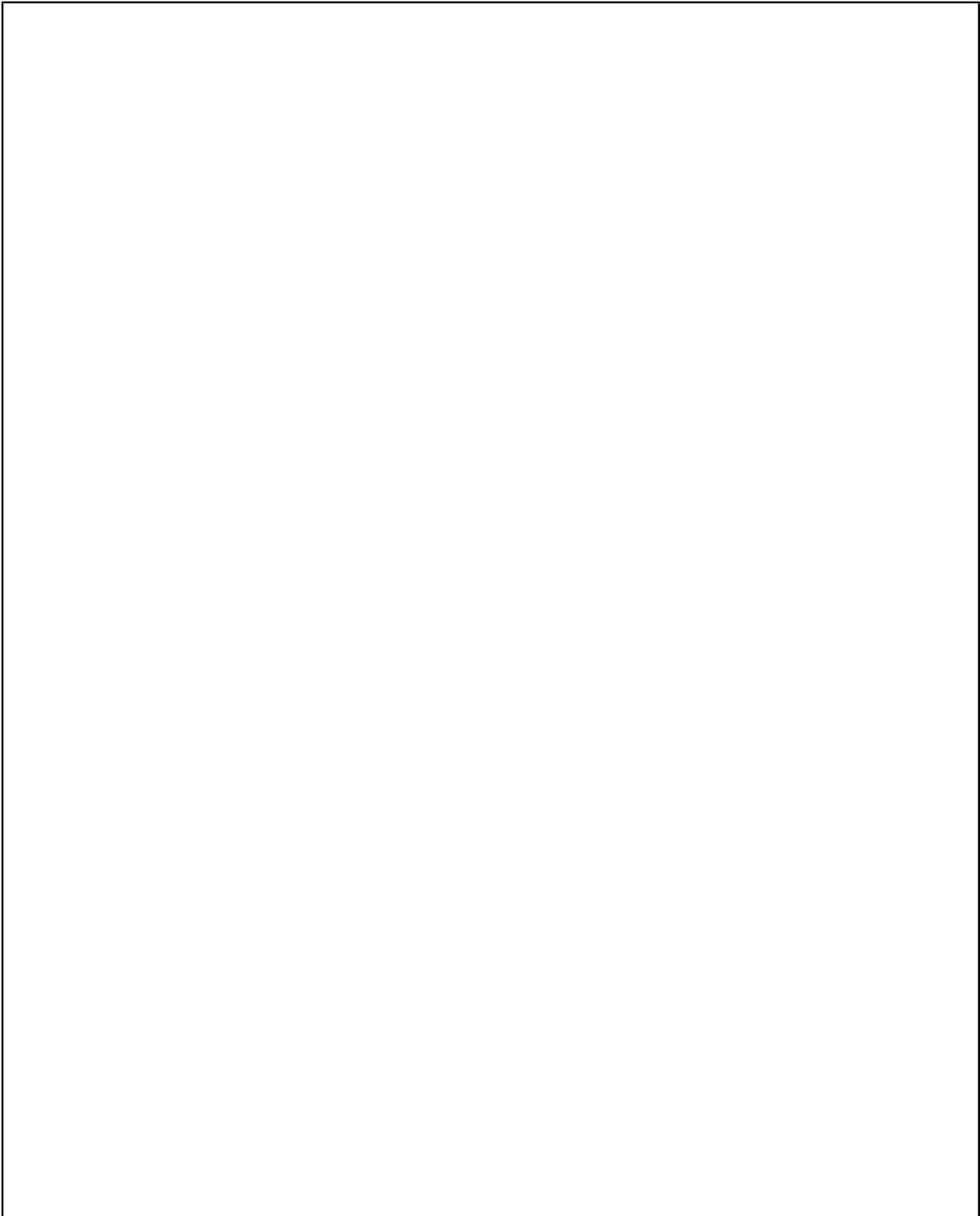
6 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

森林カルテ

		管轄		整理番号		
所在場所		流域名		単位区域名		
森林所有者	住所					
	氏名		権利者との関係			
登記済権利者	権利の種類					
	住所					
	氏名					
面積		実測又は見込み (ha)				
		不動産登記簿 (ha)				
現況	地況	位置		地質		
		土壌		傾斜(度)		
		標高(m)		降水量		
	林況	樹種及び混合割合		林齢	粗密度	蓄積 (ha当たり)
	荒廃状況		生育状況		下層植生	無立木地面積等
森林の維持・管理に関する提案		区分	提案			
		植栽				
		下刈				
		除伐				
		間伐				
		間伐				
		間伐				
		その他				
		作業道等				
森林所有者の今後の意向		保育管理				
		保安林指定				
調査者職氏名						
調査年月日		令和	年	月	日	
備考						

測 量 実 測 図

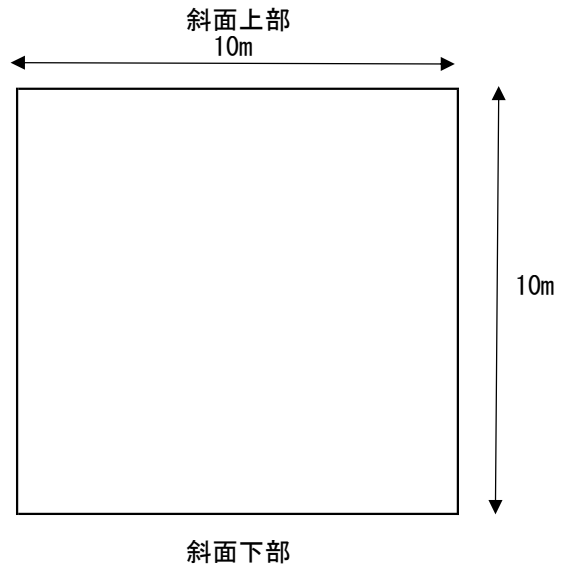


測量NO		測量日		測点数		事業名	
地区名				地目		所在地	
林種		樹種		面積(ha)		所有者	
測量者		縮尺		平距離(m)		住所	

標準地調査表

地区名 ()		標準地NO ()							
NO	名称	樹木NO	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)		形質の良否	下層植生
						枯枝	生枝		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
合計・平均									
平均胸高直径			スギ						
			ヒノキ						
伐採木平均胸高直径			スギ						
			ヒノキ						
平均樹高			スギ						
			ヒノキ						
平均形状比			スギ						
			ヒノキ						
林分収量比数 (Ry)			スギ						
			ヒノキ						

- スギ
- ヒノキ
- ◎ マツ
- △ ザツ



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。